

## 浜松市企業立地支援事業費補助金事前審査に関する運用

### (目的)

第1条 この運用は、浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱に基づく補助金(以下「補助金」という。)の交付について、外部の専門家の意見を聴取し、公正かつ公平で透明性のある審査を行うことを目的とする。

### (事前審査の申請)

第2条 補助金の交付を受けたい企業等が補助金交付の事前に事業計画の認定を受けようとするときは、建物建築工事請負または機械設備購入契約日の30日前の日(中古物件購入の場合は、用地取得、建物建築工事請負または機械設備購入契約日の30日前の日)までに次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。ただし、合理的な理由があってその日までに提出できない場合は、この限りでない。

- (1) 企業立地促進事業事前審査申請書(第1号様式)
- (2) 企業等概要調書(浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱 第5号様式)
- (3) 工場等の設置に係る事業計画書(浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱 第6号様式)
- (4) 建物建築工事請負契約にかかる見積書及び機械設備の見積書
- (5) 静岡県信用保証協会に提出した書類の写し
- (6) 金融機関の融資証明又は残高証明

2 申請者は、前項に規定する書類の提出後において、記載した内容に大幅な変更が生じる場合には、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 企業立地促進事業事前審査変更申請書(第1号様式)
- (2) 企業等概要調書(浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱 第5号様式)
- (3) 工場等の設置に係る事業計画書(浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱 第6号様式)
- (4) 工場建設及び機械設備の見積書
- (5) その他必要な書類

3 補助金の交付を受けたい企業等が、以下のいずれかに該当する場合は、事業計画の認定を受けたものとし、前2項の規定は適用しない。

- (1) 浜松市企業立地推進本部において、誘致を図る企業として承認が得られた企業である場合
- (2) 浜北新都市企業誘致推進協議会による資格審査の結果、問題がない場合  
(審査の依頼)

第3条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、外部専門機関に対し、次に掲げる書類により申請者の財務状況及び事業計画の内容が補助金の交付の目的を効果的に達成できるものかどうかについて意見を求めなければならない。

- (1) 浜松市企業立地支援事業費補助金に係る事前審査依頼書(第2号様式)
- (2) 企業等概要調書(浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱 第5号様式)
- (3) 工場等の設置に係る事業計画書(浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱 第6号様式)  
(結果の通知)

第4条 市長は、外部の専門家からの意見を受理したときは、その意見を参考に補助金交付の要件に該当しているかどうかについて検討し、申請日が属する月の翌月末までに申請者に対し、事前審査結果

通知書（第3号様式）により審査結果を通知しなければならない。

（契約等の締結）

第5条 申請者は、前条に規定する通知を受理したときは、遅滞なく契約等を締結しなければならない。

（審査結果通知後の変更）

第6条 申請者は、前条に規定する通知の受理後に、当該事業の内容に大幅な変更が生じる場合の手続きについては、第2条から第4条までの規定を準用する。

（細目）

第7条 この運用に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この運用は、平成22年4月1日より施行する。

この運用は、平成22年7月1日より施行する。